

# 国立大学法人岩手大学資金運用管理規則

令和5年2月21日 制定  
令和7年3月25日 最終改正

## 第1章 資金運用管理にあたっての基本方針

### (運用の目的)

第1条 この規則は、岩手大学会計規則（以下「会計規則」という。）第52条の規定に基づき、会計規則第29条に定める資金の運用に関し必要な事項を定めるとともに、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

### (運用の目標)

第2条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

### (運用の範囲)

第3条 運用の対象となる資金の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第47条に規定する業務上の余裕金（次号に掲げるものを除く。）
- 二 法人法第33条の5第2項に規定する業務上の余裕金

### (運用の対象)

第4条 運用対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 準用通則法第47条に規定する各号に掲げるもの
  - 二 貯金又は外貨建ての預金
  - 三 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券
  - 四 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち無担保の社債券
  - 五 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー（CP））
  - 六 金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
  - 七 金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
  - 八 金融商品取引法第2条第1項第17号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第1号から第5号、第12号及び第15号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの
- 2 ただし、前条第1号に掲げる資金の運用対象は、前項第1号に掲げるもののみとする。

(運用の方法)

第5条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、第1条に掲げる目的を達成するために分散投資に努めるものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第6条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、金融商品取引法第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下、「信用格付業者」という。）の格付が、取得後にいずれの信用格付業者による格付も「A」格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに第12条に規定する国立大学法人岩手大学資金運用管理委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の2割を超えないものとする。

(集中投資の回避)

第7条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券（外国企業の債券、コマーシャルペーパーを含む）を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の2割を超えないものとする。

(投資信託の取得時における留意事項)

第8条 第4条第6号（同条第7号のうち、第6号に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券の性質を有するものを含む。）の運用を行う場合には、そのリスクの所在を明確に把握し、慎重に対応するものとする。

(デリバティブ取引の留意事項)

第9条 有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引等（デリバティブ取引）の取扱いについて、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ（売りヘッジ）、又は原資産の一時的な代替（買いヘッジ）を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないものとする。

## 第2章 運用資産構成

(基本ポートフォリオ)

第10条 本学は第1条に掲げる運用の目的を達成するため中長期観点から運用対象資産の基本ポートフォリオを策定し、資産配分を維持するよう努める。この基本ポートフォリオは毎年度検証し、必要に応じて見直しを図るものとする。

## 第3章 運用管理体制等

(運用の評価)

第11条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(資金運用管理委員会)

第12条 本学は適切な資金運用管理に資するため、国立大学法人岩手大学資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとし、委員会に関して必要な事項は別に定める。

(資金の運用)

第13条 運用は、全て学長の権限と責任の下で行うものとする。

- 2 学長は、資金運用責任者を置き、財務を担当する理事又は副学長をもって充て、運用を行わせるものとする。
- 3 財務を担当する理事又は副学長、法人運営部次長、財務課長及び経理課長（以下、「資金運用担当役職員」という。）は、委員会に諮った運用方針に基づき、資金の運用を行う。

(管理台帳)

第14条 前条の運用により、預金又は有価証券等の取得、解約及び売却を行った際は、別記様式の保有資産管理台帳に速やかに記載するものとする。

- 2 前項の保有資産管理台帳は、同様の記載項目を具備する取引報告書をもって代えることができるものとする。

(倫理規則)

第15条 資金運用担当役職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人岩手大学職員倫理規則の定めるところによる。

(運用報告)

第16条 資金運用担当役職員は、四半期毎に次の各号に掲げる内容等を含む運用状況報告書を作成し委員会に報告を行う。

- 一 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
  - 二 運用資産構成比率
  - 三 各金融商品別の運用の実績
  - 四 リスク状況（取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等）
- 2 資金運用担当役職員は、前項の報告後、可能な限り速やかに同様の内容を学長・副学長会議に報告するものとする。
  - 3 学長は、前項の報告を学長・副学長会議で受けたときは、経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(情報の公開)

第17条 学長は、半期に一度、委員会の実施状況及び運用状況等を本学ホームページで公開するものとする。

(本規則の見直し)

第18条 本規則の見直しに際しては、委員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 岩手大学資金運用方針（平成17年10月20日 学長裁定）及び岩手大学資金運用管理事務取扱要項（平成17年10月31日 学長裁定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

保有資産管理台帳（預金等）

運用商品の名称	利率	%	
	満期日		
	金額	円	
預託先金融機関			

取得発注日		受渡(資金決済)日	
取得事由			

解約発注日		受取金額	円
受取(資金決済)日		受取利息	円
解約事由			

保有資産管理台帳（有価証券等）

運用商品の名称	利率	%	
	満期日		
	額面金額	円	
元利金支払場所			
債券保管先機関			

取得発注日		受渡(資金決済)日	
取得単価		取得金額	円
取得利回り	%	発注機関	
取得事由			

売却発注日		受取(資金決済)日	
売却単価		売却金額	
所有期間利回り	%	発注機関	
期中売却事由			